

August 7, 2007

TAX
LEGAL ALERT

Tokyo

日豪新租税条約の基本合意について

2007年8月3日に行われた日本とオーストラリア両財務大臣との会談で、両国が新租税条約の締結について基本合意に至ったことが発表されました。今後、両政府内における必要な手続きを経た上で署名が行われ、条約の内容が確定した後に両国国会での承認を受け、外交公文の交換により新租税条約が発効されることとなります。近年の他の租税条約締結プロセスの例から、署名までに約6ヶ月を要するため、2008年春の通常国会での批准、2008年中に外交公文の交換を受けその30日後に発効になると予想されます。その場合には、日本においては早ければ2008年7月1日以降に徴収される源泉税、遅くとも2009年1月1日以降に徴収される源泉税から適用を受けることとなります（源泉徴収されない租税については、いずれの場合でも2009年1月1日以降に開始する課税年度から適用）。

主な改正事項は以下のとおりとなります。

1. 配当、利子及び使用料に対する限度税率の引下げ

		現行条約	新条約
配当	親子会社間	15%	免税（持株割合 80%以上） または 5%（持株割合 10%以上）
	その他		10%（注）
利子		10%	免税（金融機関、政府機関等） 10%（その他）
使用料		10%	5%

（注）不動産投資信託（REIT）等からの配当に対する限度税率は 15%

配当に関しては、現状のオーストラリア国内法において、オーストラリア法人税が課税済みの所得から配当をした場合には源泉税は課されていないこととされているため、オーストラリア法人から日本法人に支払われる配当に関する源泉税については大きな変更にはならないと考えられます。ただし、日本法人からオーストラリア法人に支払われる配当については大きな引下げになると予想されます。現条約では、支払利息について一律 10%の源泉税が徴収されますが、政府系・非政府系を問わず金融機関については源泉税が免除されることになると予想されます。

2. その他の改正点

- ① 特典条項 (Limitation on Benefits) の導入。
- ② 匿名組合に係わる所得に対する源泉地国の課税権を確保。
- ③ 移転価格の遡及更生可能期間について一定の期間に制限。
- ④ 一定の期間行われる天然資源の探査開発活動を恒久的施設として規定。
- ⑤ 「不動産所得」及び「譲渡所得」等の規定を新たに設けるほか、「情報交換」等の規定も最新の OECD モデル条約に沿った規定とする。

[連絡先]

東京青山・青木・狛法律事務所

ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)

連絡先電話番号： 03-5157-2700

東京税務グループ：

岡 龍太郎 税理士(執筆者) ryutaro.oka@bakernet.com

大型プロジェクト・グループ：

ポール・A・デービス paul.davis@bakernet.com

アン・ハン anne.hung@bakernet.com